

(家庭数)

保存版

調布市立国領小学校 P T A 会則

調布市立国領小学校 P T A

2024 年 10 月

調布市立国領小学校 P T A会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は調布市立国領小学校 P T Aとする。

(以下、「この会」とは調布市立国領小学校 P T Aをさす。)

第2条 事務所

- この会は、事務所を、調布市立国領小学校に置く。
- 事務所所在地は、下記のとおりである。

〒182-0022 東京都調布市国領町八丁目一番地五十五号

第2章 目的

第3条 この会は、保護者と教職員が協力し、児童の幸福と、健やかな成長に寄与することを目的とする。

第3章 活動

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- 学級 P T Aを基盤とし、保護者と教職員が一緒に考え、話し合い、相互の理解を深める。
- 家庭と学校との緊密な協力によって、児童の生活環境をよくするために努める。
- 会員相互の親睦を深め、連携を図る。
- この会の活動を知らせ、会員の意識を高める。
- 他校や他団体での P T A活動や社会教育活動、青少年育成活動に参画・参加する。
- その他、この会の目的達成のために必要と認めた活動を行う。

第4章 方針

第5条 この会は、次の方針に従って活動を行う。

- 目的を同じくする他の団体や機関と協力する。
- 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。
- 学校の管理、教育人事には干渉しない。
- この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱に関する細則」に定め、適正に運用するものとする。

第5章 会員

第6条 この会の会員になることができる者は、本校に在籍する児童の保護者（一世帯一議決権）と教職員とする。

第6章 組織

第7条 この会は、次の会を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 推薦委員会
5. 学級P.T.A、教職員会

第8条 総会

1. 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であつて、会の重要な事項を決定する。
2. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
3. 定期総会は、年一回とする。
4. 臨時総会は、次の場合に開くことができる。
 - (1) 運営委員会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の3分の1以上の要求があったとき。
5. 総会は、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席で成立する。
6. 議決は、出席者の過半数の同意による。

第9条 運営委員会

1. 運営委員会は、役員、学級代表、専門部・専門委員の代表者で構成され、この会の運営が円滑に行われるよう、次のことを行う。
 - (1) この会の運営全般に関する協議
 - (2) 総会に提出する議案の作成（活動計画案、予算案等）
2. 運営委員会は、定期に開くことを原則とするが、必要に応じて隨時開くことができる。
3. 年間活動計画にない緊急を要する事柄は運営委員会の判断で進めることができる。
4. 運営委員会は公開とし、傍聴者の発言については役員及び委員の了解を得て議長が判断する。

第10条 役員会

1. 役員会は、以下の役員で構成され、この会の運営にあたる。
 - (1) 会長：保護者会員から1名選出する。会長は、この会を代表し、会務を総括する。但し、会長不在の場合は副会長がその役を分担し兼務する。また必要に応じて総ての会を招集する。
 - (2) 副会長：保護者会員から2名以上、教職員会員から1名以上選出する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 書記：保護者会員から2名、教職員会員から1名選出する。書記は、総会、運営委員会、役員会の記録、作成、保管およびP T Aだよりの作成にあたる。
 - (4) 会計：保護者会員から2名、教職員会員から1名選出する。会計は、この会の総ての財産および金銭出納の管理をし、会計監査の承認を得て、総会で決算の報告をする。
2. 役員は、推薦委員会により推薦され、総会の承認を必要とする。但し、役員会の人数が不足している場合は、同年度内でも募集を行い、これに限り、立候補者は役員会の承認を経て役員とする。
3. 役員会は、必要に応じて隨時開くことができる。

第11条 推薦委員会

1. 推荐委員会は、発足年度の1年生から5年生の保護者会員から5名以上、教職員会員から1名で構成される。
2. 推荐委員会は、委員長1名、副委員長1名以上を選出する。
3. 推荐委員会は、次期役員および細則で規定する各委員候補を募り、2月末日までに候補者を内定する。
4. 推荐委員会は、中立、公平の原則にたって会務を遂行する。
5. 推荐委員会は役員候補を総会にて推挙する。

第12条 学級P T A、教職員会

1. 学級P T A
 - (1) 学級の総ての会員で構成される。
 - (2) 学級活動に関して必要なことを審議し、決定する。
 - (3) 学級P T Aは、各クラスに学級代表を1名置く。
 - (4) 全校の学級代表より、部長1名、副部長1名以上を選出する。
2. 教職員会
 - (1) 国領小学校の教職員で構成される。

- (2) 教職員の立場から、この会に必要なことを審議する。
- (3) 副会長、書記、会計、専門部、推薦委員の代表を互選により選出する。

第13条 PTA委員

1. PTA委員とは、学級代表、専門部員（地域文化）、専門委員（行事）および役員を指す。
2. この会で決められた活動を具体的に実行するための進め方については、各部・委員に一任する。
3. 会員は、原則として、児童一人につき在学中に1回以上、PTA委員を担当するものとする。ただし、会長・副会長を担当した場合は以降の委員は免除とする。他の役員ならびに学級代表、専門部、専門委員の部長または委員長については、児童二人分担当したものとする。上の子の卒業から下の子の入学までに期間が空いたり、一度転出した後に再転入したりして会員期間が中断した場合も、過去に担当した実績は再入会後に引き継がれるものとする。また、その他条件を細則に補足・規定する場合がある。
4. PTA委員に欠員が生じた場合は必要に応じて補充する。補充するPTA委員は、運営委員会の承認を必要とする。
5. 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - (1) 役員は3期までを限度とする。
 - (2) 補充するPTA委員の任期は当該年度終了までとする。
6. 以下の地域団体へPTAから担当として各2名以上を派遣する。
 - ① 国領小学校施設総合開放運営委員会
 - ② 健全育成推進国領地区委員会

第14条 専門部・専門委員

1. 専門部は、原則として、各学年の保護者会員より選出された委員および教職員会員の代表で構成される。専門部は、次の通りとする。
 - (1) 地域部
児童の参加する関係諸団体の地域行事に協力する。各団体からの協力要請は、会長を通じて受けるものとする。
2. 専門委員は、当該年度の2年生から5年生の保護者会員より選出される。専門委員は、次の通りとする。
 - (1) 行事委員
細則で規定する地域行事の担当として、2名以上を選出する。
 - (2) 健全出向

第13条6の通り

3. 専門部、専門委員より、それぞれ部長（委員長）を1名ずつ選出する。

第15条 会計監査

1. この会の経理を監査するために2名の会計監査を置く。
2. 会計監査は、運営委員会で推薦し、総会において決定する。
3. 会計監査の任期は1年とする。欠員が生じた場合は補充する。
4. 会計監査は必要に応じて適宜、帳簿のチェックや経理の調査をすることができる。
5. 会計監査は当該年度の会計監査の結果を総会に報告する。

第7章 会計

第16条 会計

1. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
2. この会に必要な経費は、会費をもってこれにあてる。また、地域行事等で得られる収入や自治体・公共団体・P T A連合会などからの助成金の残金等も、この会の運営に必要な経費に充てることができる。

第17条 会費

1. 会費は年額二千円（全世帯一律）とする。ただし、活動状況ならびに財政状況を考慮して変更することがある。変更に際しては、総会の承認を得るものとする。
2. 会費は一括納入とし、転出者に関しては返金しないものとする。

第8章 雜則

第18条弔慰金は、会員に不幸があったとき、下記の通りとする。

1. 対象会員とその児童（教職員の場合その配偶者まで）
2. 1件につき五千円
3. 教職員の父母（実・義理）に不幸があった場合、P T Aから弔電を送る。

第19条 この会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決める。

第20条 この会則の改正は、総会で行う。

【会則改正歴】

昭和 59 年 4 月 1 日より施行
昭和 60 年 3 月 5 日 細則制定
平成 3 年 一部改正
平成 4 年 一部改正
平成 5 年 細則追加
平成 6 年 細則追加
平成 9 年 12 月 改正（平成 10 年 4 月 1 日施行）
平成 12 年 5 月 名称変更
平成 13 年 細則 1 制定
平成 16 年 細則 2 制定
平成 18 年 1 月 改正
平成 20 年 細則 3 制定
平成 22 年 5 月 改正（平成 22 年 5 月 13 日施行）
平成 24 年 5 月 改正
平成 25 年 5 月 改正
平成 26 年 5 月 改正
平成 27 年 4 月 一部訂正
平成 29 年 4 月 会則一部改正、細則追加
平成 30 年 5 月 会則一部改正、細則一部追加
2019 年 3 月 細則追加
2019 年 4 月 会則改正
2022 年 4 月 会則一部追加
2023 年 4 月 会則改正
2024 年 3 月 細則一部修正
2024 年 10 月 会則改正

調布市立国領小学校 P T A 細則

- 第1条 転入生の会費は、1学期転入は二千円、2学期転入は千五百円、3学期転入は千円とする。
ただし、特例として年会費を千円としている年度においては、1年を通じて千円とする。
- 第2条 以下の条件を満たし、運営委員会で承認を得た活動は、有志活動としてこの会が活動費を補助する。
(1) この会の趣旨に沿った活動であること。
(2) 会員全体、または児童全体に告知され参加の機会のある活動であること。
- 第3条 以下の条件を満たし、運営委員会で承認を得たサークルは、この会が活動費を補助する。
(1) 会員相互の親睦を深める事を目的としていること。
(2) この会の会員が、3名以上在籍していること。
- 第4条 推薦委員は、役員候補として自薦以外には推薦されない。
- 第5条 推荐委員会が募るP T A 委員は、次の通りとする。
役員、学級代表、地域文化部、行事委員。
- 第6条 保護者会員の推薦委員は学級代表から選出する。
- 第7条 行事委員が担当する地域行事は以下の通りとする。
国領地域盆踊り大会、こいのぼりまつり。
- 第8条 会則第13条の3に規定する役員担当条件等は、担当した時点の会則が適用され、過去には遡らない。
例) 会長・副会長の委員免除、年齢差5年限度の撤廃などは2018年度役員から適用

調布市立国領小学校 P T A 細則【サポートスタッフ規定】

- 第1条 この会の活動を支援するため、行事運営等を単日で比較的短時間支援する役割をサポートスタッフ（以下、サポスタ）という。
- 第2条 この会の会員は、原則として年度1回以上サポスタとして活動することとする。
- 第3条 次に該当する場合はサポスタを免除するものとする。
- (1) 当年度のPTA委員
 - (2) 前年度の会長・副会長
- 第4条 会員は年度当初に配布するサポスタ求人票をもとに、サポスタ希望調査票を提出する。提出のない場合、役員に一任したものとして割り当てを行う。
- 第5条 サポスタを欠席した場合、当年度中の別のサポスタに再割り当てる。当年度中に再割り当たができないかった場合、次年度に繰り越すことがある。
- 第6条 年度途中のサポスタ新設・廃止については、役員会の承認により決定する。

調布市立国領小学校 P T A 細則【個人情報取扱に関する細則】

- 第1条 この会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。
- 第2条 この会では個人情報を次の目的のために利用し、目的以外のことには使用しない。
- (1) 会費請求、管理等のための連絡
 - (2) 文書等の送付
 - (3) 役員・委員・会員名簿等の作成
 - (4) サポートスタッフ・イベント対応時の連絡
 - (5) 推薦活動
- 第3条 この会が取り扱う個人情報とは、電磁的方法等のこの会所定の方法により、会員がこの会に対し提出した次の事項とする。
- (1) 氏名(会員および児童)
 - (2) 電話番号
 - (3) メールアドレス
 - (4) その他この会が必要と判断するもの
- 2 前項の事項をこの会所定の方法により提出したことをもって、会員は本細則に同意したものとみなす。
- 第4条 個人情報は適正に管理し、児童の卒業・転出時、または不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
- 第5条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。
ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。
- 第6条 この会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき